

新生児の検査費用に係る消費税額の誤徴収について

当センターにおいて、本来非課税とするべき（※）新生児の検査費用を、誤って課税扱いとし、消費税を徴収していたことが判明しました。

ご迷惑をおかけした対象者の方をはじめ、関係の皆様には深くお詫びいたしますとともに、返金の手続きを行ってまいります。

今後このようなことがないよう、再発防止に努めてまいります。

※ 平成3年の消費税法の改正により、出産にかかる費用（新生児（出生の日から1月を限度）に係る入院中の検診を含む。）は非課税とされています。

1. 対象となる検査

拡大新生児マス・スクリーニング検査

（公費で実施している新生児マス・スクリーニング（先天性代謝異常等）検査にオプションとして任意・有料で重症複合免疫不全症（SCID）等の検査項目を追加したもの）

2. 経緯

大阪母子医療センターにおいて、令和3年4月1日から、消費税込価格

5,500円/回を徴収し、当該検査を実施してきましたが、令和5年9月、料金の見直しを検討する中で、非課税扱いとすべき料金を課税扱いとし、消費税を徴収していたことが判明しました。

これを受けて調査を行った結果、大阪母子医療センターに検査委託をしている当センターにおいても同様に消費税を徴収していたことが判明しました。

3. 対象となる期間・対象者数・誤徴収額

対象となる方	出生後、対象期間中に拡大新生児マス・スクリーニング検査を受けた方
対象期間	令和4年4月1日～令和5年9月27日
対象者数 （令和5年9月29日時点）	637人
誤徴収額	318,500円

4. 返金額

消費税相当額 500円（一人あたり）

5. 返金について

準備ができ次第、対象者の皆様に、返金方法のお知らせを郵送いたします。

同封した書類に必要事項を記載の上ご返送いただき、口座番号等必要事項の確認後、口座振込みにより返金手続きを行います。

6. 再発防止策

- 関係法令等の改正時には、病院機構全センターにおいて情報共有を行うとともに、通知内容を遵守します。
- 新たな料金設定及び料金改定の際には、複数の職員により徴収根拠の確認を徹底します。

<問い合わせ先>

[大阪はびきの医療センター事案に関すること]

大阪はびきの医療センター事務局 松川、三枝

電話：072-957-2121（代）内線5111

[消費税、再発防止に関すること]

本部事務局 経営戦略グループ 鈴木、岡村

電話：06-6809-5426